議 事 録

1. 日 時 令和4年5月24日 開会 午後 2時00分~

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

3. 出席委員

 1番 藤田 正子
 2番 藤田 哲夫
 3番 伊藤 能之

 4番 荻野 俊明
 6番 村上 和義
 7番 石井 義久

 8番 山渕 久司
 9番 大中 秋美
 10番 藤原 智

 11番 橋本 誠二
 12番 池田 賢治
 13番 住元 保

14番 山本 建樹

以上 13名

4. 欠席委員

5番 藤井 克巳

以上 1名

5. 出席推進委員

井上 廣文 立花 吉廣 田中 伸一

鈴木 清 山﨑 由紀浩

以上 5名

6. 事務局

藤田局長 岸本係長 前田再任用職員

以上 3名

7. 議事

議事内容

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと

議案第16号 同 法第5条の規定による許可申請審議のこと

議案第17号 非農地判断のこと

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

集積計画決定のこと

議案第19号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・

評価決定のこと

報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる

専決処理について報告のこと

報告第17号 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる

専決処理について報告のこと

一 山渕会長が、議長に就任する 一

山渕議長: ただ今から第24回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、13名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。 次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

10番 藤原 智 委員

11番 橋本 誠二 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いします。

一 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する 一

山渕議長: それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が5件、報告が2件です。 はじめに「議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にし

ます。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を朗読説明する 一

山渕議長: 今月は2件の申請がありました。

昨日の小委員会で現地調査をしていますので、1番の土地から報告をお願いします。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: ○○番○○が、1番の土地について報告します。

議案第15号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査 の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種 類は所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況、面積要件など農地法 第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調っており、昨日の小 委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でした ので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長: 次に、2番の土地の報告をお願いします。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 委員: $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番 $\bigcirc\bigcirc$ が、2番の土地について報告します。

議案第15号の2番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査 の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種 類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況、面積要件など農地法第 3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調っており、昨日の小委 員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたの で、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長: 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等あ

りませんか。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: 1番についての質問です。ここの買受人は稲美町の方ですね。下限面積が違う場合は、 買受地の基準を適用するということでいいですか。

事務局職員: 明石市内の農地を買われるという申請ですので、明石市の下限面積が適用されます。

山渕議長: 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山渕議長: 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。 本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

一「異議なし」の声あり一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって「議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長: 次に「議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。 事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を朗読説明する 一

山渕議長: 今月は1件の申請がありました。

昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: ○○番○○が、1番の土地について報告します。

議案16号の1番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。設定する権利の種類は、使用貸借権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないので第2種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調っており、昨日の小委員会では、許可基準に適合しているので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長: 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: 昨年度に、この方の農業倉庫を建築するという案件が議案にあがっていたと記憶があり、 これは多分2度目だと思うのですが、いかがですか。

事務局職員: 昨年度の案件は、娘さんの世帯分離のための住宅です。

山渕議長: 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山渕議長: 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。 本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

一「異議なし」の声あり一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって「議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長: 次に、「議案第17号 非農地判断のこと」を議題にします。 事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を朗読説明する 一

山渕議長: 今月は1件の案件がありました。

昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

○○委員: はい、議長。

山渕議長: ○○番○○委員。

○○委員: ○○番○○が、1番の土地について報告します。

議案第17号の1番の土地の位置は、現地調査図4ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は市街化に隣接しており農地の集団規模が10ヘクタール未満に該当するので、第2種農地です。

現地の状況ですが、山林化していました。昨日の小委員会では、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するので、非農地と判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長: 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山渕議長: 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。 当委員会で非農地と判断することにご異議ありませんか。

一「異議なし」の声あり一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって、「議案第17号 非農地判断のこと」は非農地と判断することに決定しました。

山渕議長: 次に、「議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。 事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を朗読説明する 一

山渕議長: 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。

本案について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等 ありませんか。

一沈黙一

山渕議長: 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

一 「異議なし」の声あり 一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって「議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画 決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山渕議長: 次に、「議案第19号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価決定の こと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一 議案を朗読説明する 一

山渕議長: 本案については、昨年来いろいろと実践してきたことを決定するものです。これについて、ご意見・ご質問があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

一 沈 黙 一

山渕議長: 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本案のとおり、令和3年度の点検、評価を決定することにご異議ありませんか。

一 「異議なし」の声あり 一

山渕議長: 異議なしと認めます。

よって「議案第19号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価決定のこと」は、承認することに決定しました。

山渕議長: 次に、報告に移ります。

「報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員: 一報告資料により報告する 一

山渕議長: ただ今、「報告第16号」「報告第17号」の2件の報告事項につき、一括して報告があ

りました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長: 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

これで、第24回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時35分 終了)

※ 小委員会 令和4年5月23日 午後1時30分~

· 出席委員

山渕会長 山本職務代理者 藤田(哲)委員 池田委員 藤原委員 石井委員

・事務局

藤田局長 岸本係長 前田再任用職員

上記事項の顧末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 渕 久 司

署名人藤原智